

記入例

窓口へ提出する日を記入。
申請締め切り日:20日(休日の場合はその翌日)

農地法第5条第1項の規定によ

令和〇〇年 10月 1日

三島市農業委員会会長 殿

支店長等の権利者以外による申請の場合、「委任状」を添付。

個人が申請者の場合は、住民票のとおりに記入。
法人が申請者である場合は、法人登記簿に記載されている名称・代表者名等を記入する。

〇〇株式会社 三島支店
支店長 三島 太郎
譲受人 氏名
譲渡人 氏名 静岡 花子

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所				職 業
	譲 受 人	〇〇株式会社 三島支店 支店長 三島 太郎		静岡県三島市〇〇 101番				販売業
	譲 渡 人	静岡 花子		静岡県三島市〇〇 202番				農業

2 許可を受けようとする土地の所在地	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他区域の別
			登記簿	現 況					
	北田町	4番47号	畑	畑	1,370㎡	普通畑	大根3.5t	静岡 花子	市街化調整区域

申請土地の、登記事項証明書により記載する。耕作されていない場合には、現況地目・利用状況は「不耕作」とする。また、収穫高、耕作者氏名の欄は「-」と表記。

土地の一部申請の場合は、地積測量図等に基づいた数値を記入。(算出された測量図は別紙資料として添付する)

3 転用計画	(1) 転用の目的	飲食店							
	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細	通過する交通量が多く、地域利用者、顧客が相当数見込めることから、その必要性及び採算性が確保できるとして、事業経営の拡大のため、当該店舗を建設する。また、申請地の選定理由は事業計画書記載のとおりである。							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和〇〇年 4月 1日 から 永久							
	(4) 転用の内容及び転用時期	工事計画	第1期(着工令和〇〇年12月1日)	名称	棟数	建築面積	転用時期以降は	転用時期以降は	転用時期以降は
	土地造成				1,370㎡				1,370㎡
	建築物	店舗	1棟	190	1,370㎡		1棟	190	1,370㎡
	計		1棟	190	1,370㎡		1棟	190	1,370㎡
	工作物								
	計		1棟						

必要に応じて、事業計画書・土地の選定書類を添付する。転用の事由が、「現在地からの移転」である場合には、跡地の利用計画を明らかにする。

転用計画は、許可後すみやかに着工でき、許可日から1年以内に許可目的に供しようものであること。

土地造成:切土・盛土・整地する面積
建築物 :住宅・工場等建物
工作物 :駐車場・資材置場・運動場等の建物以外の利用

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		令和1年12月1日	平成31年12月1日から永久	売買
	所有権	設定	移転			

5 資金調達についての計画	総事業費 (内訳)	調達方法 (内訳)
	土地購入費 21,000千円(14,000円/㎡) 土地造成費 2,000千円 建築費 61,000千円 (アスファルト舗装、フェンス設置工事など含む) 機器類、防災工事費 25,000千円(油水分離槽、U字溝設置などを含む) その他雑費 3,000千円 合計 112,000 千円	自己資金 (50,000千円(〇〇銀行〇〇支店定期預金・当座預金)) 借入金 (62,000千円(〇〇銀行〇〇支店より融資予定)) 合計 112,000 千円

6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家等の被害防除施設の概要	土地造成は南北50センチの高低差を整地する。工事中は土砂流出を防止の板を設置し、工事に伴う周辺農地への被害は及ぼさない。場内の雨水はU字溝により集水し、集水桝より場外排水路へ排出する。周辺はフェンスで囲み土砂やゴミなどの飛散を防止する。汚水排水は、浄化槽で処理後、既設排水路に放流する。建築物は一階建てで、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないよう配慮のうえ建築する。なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する。
--------------------------------------	---

7 その他参考となるべき事項	1.都市計画法該当条項 都市計画法第29条許可申請中。立地基準は同法第34条第9号該当
----------------	---

都市計画法の開発許可・建築許可の見込みについて記載する。

取排水計画:取水=上水道、排水=浄化槽、自然浸透等と記載し、その計画を計画平面図等に記載する。
被害防除措置:周辺農地に対する日照、通風の遮断、土砂等の流出の恐れがないよう具体的な防除措置を計画平面図、構造物(擁壁など)の説明資料等に記載する。

- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出「お」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式には、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑畑、茶園、牧草畑、その他、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。

8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホのいずれかの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。